

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 労働者派遣制度がさらに大幅改正!?

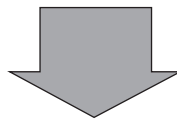


8月20日、厚生労働省の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」が、昨年10月より行ってきた検討の報告をまとめました。今後は労働政策審議会で法改正の論点を詰め、来年1月の通常国会で審議される予定です。

## ●報告書のポイント

現行の常用労働者との代替防止の考え方（26業務か否か、派遣先の同一業務単位での期間制限のしくみ）を見直し、制限を加える業務による区分を廃止し有期か無期かという個人単位での制限の観点を加える。

現 行 制 度	
いわゆる26業務	常用労働者との代替のおそれがないとして派遣可能期間に制限なし。
上記以外の業務 ※有期プロジェクト業務など一部を除く	派遣先の受入れ業務ごとに原則として1年（最長3年） ・個々の派遣労働者の就業期間に関係なく、当該業務の受入期間の上限を迎えた時点で派遣終了。 ・期間制限は事業所の「最小指揮命令単位」ごとに適用されるため、所属する単位を変更すれば同一の労働者を長期間受入れることも可能。



見 直 し 案	
派遣元に無期雇用され派遣される場合	派遣元と無期契約を結ぶ派遣労働者であれば、業務の種類・派遣可能期間に制限なし。
派遣元に有期雇用され派遣される場合	同一派遣労働者の同一派遣先での就業は、3年を上限とする。受入れる有期雇用の派遣労働者の交代等により継続的な受入れが上限の3年を超える場合には、その可否につき労使協議を必要とする。

厚生労働省「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会 報告書」はこちらから

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000016029.html>

専門26業務に関する疑義応答集

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/haken-shoukai05.pdf>